

成年後見制度利用促進基本計画 令和 6 年度の推進状況

千葉県保健福祉局健康福祉部地域包括ケア推進課

成年後見制度利用促進基本計画 事業・施策一覧

【施策1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備】				
NO.	事業・施策名	評価分類	評価	ページ
1	成年後見支援センター（中核機関）の設置・機能強化	定性	○	2
	（1）成年後見支援センター（中核機関）の設置			
	（2）成年後見支援センター（中核機関）が担う具体的機能			
	①広報機能			
	②相談機能			
2	地域連携ネットワークの構築	定性	○	
3	成年後見制度利用支援事業の実施	定性	○	
【施策2 成年後見制度の普及啓発】				
1	市民及び医療・保健・福祉関係機関、企業等への講習会の実施	定量	A	3
2	パンフレット等による普及啓発	定量	S	
【施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実】				
1	相談支援機関と連携した権利擁護支援体制の整備	定性	○	3
2	相談体制の充実及びスクリーニングの実施	定性	○	
3	成年後見に関する申立て支援	定性	○	
4	関係機関と連携した申立ての判断に係る検討の実施	定性	○	
5	成年後見に関する市長申立ての実施	定性	○	
【施策4 権利擁護支援チームによる適切な支援の実施】				
1	関係機関との連携による適切な支援の実施	定性	○	3
2	関係機関が開催するケース会議等との連携	定性	○	

【施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援】				
NO.	事業・施策名	評価分類	評価	ページ
1	市民後見人の養成・育成支援	定量	A	4
2	後見活動の担い手の確保及び支援の実施	定性	○	
3	後見活動に担い手への研修の実施	定性	○	
4	親族後見人への支援	定性	○	

【評価について】

令和6年度の推進状況に対する担当課の評価を記載しています。

- ①「定量評価」・・・主に量的な成果を評価
- S：年度目標を上回る業務量が達成できた場合
 - A：年度目標にしている業務量を概ね（8割～10割）達成できた場合
 - B：年度目標にしている業務量の一部（5割～8割未満）達成できた場合
 - C：年度目標にしている業務量を大きく下回った（5割未満）場合

- ②「定性評価」・・・取組みの内容や体制の構築等を評価
- ◎：年度目標以上のものが達成できた場合
 - ：年度目標が達成できた場合
 - △：年度目標の一部が達成できた場合
 - ×：年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合を含む）

【評価】

定量評価の事業・施策については、S評価（1項目）とA評価（2項目）となり、順調に推進されています。

定性評価の事業・施策については、13項目全てが○評価となり、順調に推進されています。

[成年後見制度利用促進基本計画 施策の展開]

NO.	事業名	評価分類	評価	取組内容				令和6年度予定・目標	令和6年度実績（実施状況）	評価理由	令和7年度予定・目標
				評価指標	評価単位	R5(2023)年度	R6(2024)年度				
【施策1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備】											
1	成年後見支援センター（中核機関）の設置・機能強化	定性	○	（1）成年後見支援センター（中核機関）の設置 成年後見制度の利用促進に向けた全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」及び「地域連携ネットワークの構築」を行う権利擁護支援の中核機関を設置しています。	「千葉市成年後見支援センター」を中核機関として設置し、成年後見制度の利用促進に向け、各種取組の進捗管理を行うとともに、地域連携ネットワーク構築のための取組を推進します。	「成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会」を開催し、司法・医療・保健・福祉の専門職団体や相談支援機関、当事者団体等と制度の利用促進に係る取組について意見交換等を行いました。 また、制度の利用促進にあつての課題等の検討のため、「地域連携ネットワークの構築に向けた専門調査会」を1回開催しました。 ・専門調査会の議題 第1回 市長申立ての状況について、候補者選任における新たな職種への参入について	「千葉市成年後見支援センター」を中核機関として設置し、成年後見制度の利用促進に向け、各種取組の進捗管理を行うとともに、地域連携ネットワーク構築のための取組を推進します。				
				（2）成年後見支援センター（中核機関）が担う具体的機能 地域連携ネットワークおよび中核機関は以下の機能を担うとともに、段階的に強化を図ります。							
				①広報機能 ア 成年後見制度に係る講演会、研修会などの開催 イ パンフレットの配布やホームページ等による制度の普及啓発	成年後見制度に係る講演会や、講師派遣による研修会等を開催するとともに、パンフレット配布等を通じた制度の普及啓発を図ります。	○講習会の開催回数：10回 ○研修会等のための講師派遣件数：19件 ○制度周知パンフレット・チラシの作成：13,000部作成し、関係機関等に配布 ○市及び成年後見支援センターのホームページによる制度の周知	成年後見制度に係る講演会や、講師派遣による研修会等を開催するとともに、パンフレット配布等を通じた制度の普及啓発を図ります。				
				②相談機能 ア 市民及び相談支援機関に対する制度に関する相談支援 イ 専門職（弁護士等）が行う相談支援 ウ 申立て書類の書き方や手続き等、成年後見制度の申立てに関する支援	市民等からの電話、来所による相談に対応するとともに、訪問による相談支援（アウトリーチ）を実施します。 また、弁護士等による専門相談支援（予約制：月2回）とともに家庭裁判所への後見等申立て手続きの支援を実施します。	○成年後見制度に係る一般相談：2,237件（内訳：電話1,836件、来所201件、訪問200件） ○弁護士等による専門相談：31件 ○申立て手続き支援：412件 ※成年後見制度とは直接は関係しない認知症高齢者や知的・精神障害者に係る相談も1,566件あり。	市民等からの電話、来所による相談に対応するとともに、訪問による相談支援（アウトリーチ）を実施します。 また、弁護士等による専門相談支援（予約制：月2回）とともに家庭裁判所への後見等親族申立て手続きの支援を実施します。				
				③利用促進機能 ア 関係機関と連携した対象者の人権に配慮した支援方針の検討 イ 受任候補職種の調整の支援 ウ 家庭裁判所との連携	関係機関と連携した支援方針の検討その他の相談支援を実施します。 また、成年後見市長申立てに係る受任候補職種の調整のためのケース検討会議を開催するとともに、家庭裁判所の担当官と意見交換の場を設けることにより連携を図ります。	○相談支援機関からの相談への対応 ・あんしんケアセンターからの相談：236件 ・障害者相談支援事業所からの相談：120件 ・成年後見人等からの相談：20件 ○ケース検討会の開催：毎月開催 ・検討件数 65件 ○家庭裁判所担当官との意見交換会：1回開催	関係機関と連携した支援方針の検討その他の相談支援を実施します。 また、成年後見市長申立てに係る受任候補職種の調整のためのケース検討会議を開催するとともに、家庭裁判所の担当官と意見交換の場を設けることにより連携を図ります。				
④後見人支援機能 ア 関係機関と連携した「権利擁護支援チーム」による支援の実施 イ 成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会の開催	後見人等や福祉・保健・医療等の関係機関等による権利擁護支援チームに中核機関として連携を図るとともに、「成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会」を開催します。	○中核機関が関わったチーム支援：98件 ○地域連携ネットワーク会議の開催：1回（再掲）	後見人等や福祉・保健・医療等の関係機関等による権利擁護支援チームに中核機関として連携を図るとともに、「成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会」を開催します。								
2	地域連携ネットワークの構築	定性	○	本人の親族や司法・医療・保健・福祉の専門職団体、地域の関係機関等が連携するネットワークにより、本人及び後見人等を支援する体制を構築。	司法・医療・保健・福祉の専門職団体や相談支援機関、当事者団体等を構成メンバーとする「成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会」を開催します。	○地域連携ネットワーク会議の開催：1回（再掲）	司法・医療・保健・福祉の専門職団体や相談支援機関、当事者団体等を構成メンバーとする「成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会」を開催します。				
3	成年後見制度利用支援事業の実施	定性	○	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、成年後見制度を利用する必要があるにもかかわらず、後見開始の申立て手続きをする親族がいないなど、制度利用が困難な方を適切に保護するため、申立て者への支援や、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、支援を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、後見人等への報酬の助成を行います。	成年後見支援センターにおいて、家庭裁判所への後見等申立て手続きの支援を実施するとともに、親族等による成年後見申立てが困難なケースについては、市長申立てを適切に実施します。 また、後見人等への報酬について市が助成することにより、制度の利用促進を図ります。	○申立て手続き支援：412件（再掲） ○市長申立て件数：58件（内訳：高齢 46件、障害 12件） ○報酬助成実施件数：314件（内訳：高齢 189件、障害 125件）	成年後見支援センターにおいて、家庭裁判所への後見等申立て手続きの支援を実施するとともに、親族等による成年後見申立てが困難なケースについては、市長申立てを適切に実施します。 また、後見人等への報酬について市が助成することにより、制度の利用促進を図ります。				

NO.	事業名	評価分類	評価	取組内容				令和6年度予定・目標	令和6年度実績（実施状況）	評価理由	令和7年度予定・目標		
				評価指標	評価単位	R5(2023)年度	R6(2024)年度					R7(2025)年度	R8(2026)年度
【施策2 成年後見制度の普及啓発】													
1	市民及び医療・保健・福祉関係機関、企業等への講習会の実施	定量	A	市民に対する講習会を通し、制度利用のメリットについて周知を行うとともに、医療・保健・福祉の関係機関の他、金融機関などの企業等を対象に制度の普及啓発を行うことで、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切に制度に繋ぐ体制を整備します。	目標	8回	10回	10回	10回	市民に対する講習会を開催します。 ・開催回数：10回	〇講習会の開催回数：10回（再掲） 〇医療・介護等の関係機関等に対し、講師派遣による研修会等を開催する中で、制度の普及啓発を実施。 ・研修会等のための講師派遣件数：19件（再掲）	年度目標どおりの実績を上げることができたため	市民に対する講習会を開催します。 ・開催回数：10回
				開催回数	実績	11回	10回						
					評価	S	A						
2	パンフレット等による普及啓発	定量	S	パンフレットやホームページ等の活用により、成年後見制度の周知を図ります。	目標	9,000部	10,000部	10,000部	10,000部	制度周知用パンフレット・チラシを作成し、関係機関等へ配布します。 ・配布部数：10,000部	〇制度周知パンフレット・チラシの作成：13,000部作成し、関係機関等に配布 <内訳> ・パンフレット3,000部（配布先：あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター等） ・チラシ10,000部（配布先：民生委員、有料老人ホーム等の施設・事業所、いきいきプラザ等の関係機関）	当初予定していた以上の実績を達成することができたため	制度周知用パンフレット・チラシを作成し、関係機関等へ配布します。 ・配布部数：10,000部
				配布部数	実績	10,000部	13,000部						
					評価	S	S						
【施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実】													
1	相談支援機関と連携した権利擁護支援体制の整備	定性	○	成年後見支援センター（中核機関）が中心となり、医療・保健・福祉等の相談支援機関と連携し、権利擁護支援を必要とする方を適切に制度利用に繋げる体制を整備します。 また、相談支援機関に対する研修を開催し、支援者間で権利擁護支援の共通認識を図ることにより、体制の強化を図ります。						相談支援機関等を対象とする研修会に講師を派遣し、権利擁護支援に係る共通認識を図ります。	〇研修会等のための講師派遣件数：19件（再掲）	概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため	相談支援機関等を対象とする研修会に講師を派遣し、権利擁護支援に係る共通認識を図ります。
2	相談体制の充実及びスクリーニングの実施	定性	○	地域の第一次相談窓口であるあんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等による早期発見及び支援に努めるとともに、第二次相談窓口である成年後見支援センター（中核機関）と連携し、専門的観点からのアセスメント、支援方針の検討を行う体制を整備します。 また、必要に応じて中核機関が訪問による相談を実施し、適切に支援に繋げる体制を整備します。						あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターと連携し、専門的観点からのアセスメント、支援方針の検討等を実施します。 また、必要に応じて訪問による相談を実施します。	〇相談支援機関からの相談への対応（再掲） ・あんしんケアセンターからの相談：236件 ・障害者相談支援事業所からの相談：120件 〇訪問による相談：200件（再掲）	概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため	あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターと連携し、専門的観点からのアセスメント、支援方針の検討等を実施します。 また、必要に応じて訪問による相談を実施します。
3	成年後見に関する申立て支援	定性	○	成年後見支援センター（中核機関）は、あんしんケアセンター及び障害者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、申立て支援を行います。						あんしんケアセンター及び障害者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、申立て支援を実施します。	〇申立て手続き支援：412件（再掲）	概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため	あんしんケアセンター及び障害者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、申立て支援を実施します。
4	関係機関と連携した申立ての判断に係る検討の実施	定性	○	市長申立ての必要性について、本人の支援に携わる関係者とともに検討します。						あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターと連携し、専門的観点からのアセスメント、支援方針の検討等を実施します。 また、必要に応じて訪問による相談を実施します。	〇ケース検討会の開催：毎月開催 ・検討件数 65件（再掲）	概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため	あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターと連携し、専門的観点からのアセスメント、支援方針の検討等を実施します。 また、必要に応じて訪問による相談を実施します。
5	成年後見に関する市長申立ての実施	定性	○	権利擁護の観点から市長申立てが必要と判断した場合には、市長が後見開始等の申立てを行い、適切迅速な制度利用に繋がります。						親族等による成年後見申立てが困難なケースについて、市長申立てを適切に実施します。	〇市長申立て件数：58件（内訳：高齢 46件、障害 12件）（再掲）	概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため	親族等による成年後見申立てが困難なケースについて、市長申立てを適切に実施します。
【施策4 権利擁護支援チームによる適切な支援の実施】													
1	関係機関との連携による適切な支援の実施	定性	○	権利擁護支援が必要な人の状況に応じ、成年後見支援センター（中核機関）が親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者及び成年後見人等と連携し、権利擁護支援チームとして日常的に本人を見守り、本人の意思を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う体制を整備します。						「成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会」の開催により関係機関との連携を構築するとともに、後見人等と支援に携わる関係者との連携を図り、権利擁護支援チームによる支援を実施します。	〇地域連携ネットワーク会議の開催：1回（再掲） 〇中核機関が関わったチーム支援：98件（再掲）	概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため	「成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会」の開催により関係機関との連携を構築するとともに、後見人等と支援に携わる関係者との連携を図り、権利擁護支援チームによる支援を実施します。
2	関係機関が開催するケース会議等との連携	定性	○	あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等関係機関が開催するケース検討会議等を通して、後見人等と支援に携わる関係者との連携を図り、権利擁護支援チームによる支援を行います。						後見人等と支援に携わる関係者との連携を図り、権利擁護支援チームによる支援を実施します。	〇中核機関が関わったチーム支援：98件（再掲）	概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため	後見人等と支援に携わる関係者との連携を図り、権利擁護支援チームによる支援を実施します。

NO.	事業名	評価分類	評価	取組内容				令和6年度予定・目標	令和6年度実績（実施状況）	評価理由	令和7年度予定・目標																
				評価指標	評価単位	R5(2023)年度	R6(2024)年度					R7(2025)年度	R8(2026)年度														
【施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援】																											
1	市民後見人の養成・育成支援	定量	A	<p>成年後見支援センター（中核機関）において、認知症、知的障害、その他精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で生活していくことを支援するため、市民後見人を養成していきます。</p> <p>また、養成修了後もフォローアップ研修を実施するなど、市民後見人の活動を支援していきます。</p>	<p>市民後見人養成研修を実施します。研修は2年間（前期課程・後期課程）とし、令和6年度は前期課程として実施します。</p>	<p>○市民後見人養成研修（前期課程）実施 ・受講者数 23人</p>	<p>概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため</p> <p>※令和6年度は2年間の研修の1年目（前期課程）であることから、前期課程の受講者（23人）が次年度の後期課程を修了したと想定した上での評価としている。</p>	<p>市民後見人養成研修を実施します。研修は2年間（前期課程・後期課程）とし、令和7年度は後期課程として実施します。</p>																			
				<table border="1"> <tr> <td>養成数</td> <td>目標</td> <td>25人</td> <td>0人</td> <td>25人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>12人</td> <td>(23人)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>評価</td> <td>C</td> <td>A</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	養成数	目標	25人	0人	25人	0人		実績	12人	(23人)				評価	C	A							
養成数	目標	25人	0人	25人	0人																						
	実績	12人	(23人)																								
	評価	C	A																								
2	後見活動の担い手の確保及び支援の実施	定性	○	<p>成年後見制度の需要増加に対応するため、担い手の確保に努めるとともに、後見人等候補者の受任調整について家庭裁判所と協議を進めます。</p> <p>また、法的な判断を必要とする事例に対し、弁護士による専門的な助言を行い、後見人等の活動を支援します。</p>	<p>市民後見人の活動支援のため、千葉市社会福祉協議会による複数後見による支援を実施するとともに、市民後見人交流会を実施し、専門職（弁護士）を交えた意見交換等を行うことにより、市民後見人の継続的な後見活動を支援します。</p>	<p>○家庭裁判所担当官との意見交換会：1回開催（再掲） ○千葉市社会福祉協議会との複数後見を実施している市民後見人 13人 ○市民後見人交流会 1回開催</p>	<p>概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため</p>	<p>市民後見人の活動支援のため、千葉市社会福祉協議会による複数後見による支援を実施するとともに、市民後見人交流会を実施し、専門職（弁護士）を交えた意見交換等を行うことにより、市民後見人の継続的な後見活動を支援します。</p>																			
3	後見活動の担い手への研修の実施	定性	○	<p>後見人等のスキルの維持・向上を図るための研修を実施します。</p>	<p>市民後見人を対象としたフォローアップ研修を実施します。</p>	<p>○フォローアップ研修：1回開催（44人参加）</p>	<p>概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため</p>	<p>市民後見人を対象としたフォローアップ研修を実施します。</p>																			
4	親族後見人への支援	定性	○	<p>親族後見人が後見活動を行う上で困難が生じた場合に、成年後見支援センター（中核機関）が相談に対応します。</p> <p>また、親族後見人が相互に情報共有できるための機会を提供します。</p>	<p>親族後見人に向け、千葉市成年後見支援センターを周知し、中核機関として親族後見人からの相談に対応します。</p>	<p>○家庭裁判所の協力を得て、後見等開始の審判書を後見人等に送付する際、千葉市成年後見支援センターに関するチラシを同封しました。</p>	<p>概ね年度目標どおりの実績を上げることができたため</p>	<p>親族後見人に向け、千葉市成年後見支援センターを周知し、中核機関として親族後見人からの相談に対応します。</p>																			